

児童センターシンボルキャラクターデザイン募集 応募要項

1 募集の目的

児童センターを子どもたちや地域の方にとって、より身近で親しみのある施設とするため、児童センターのシンボルキャラクターのデザイン(アイデア)を募集します。

子どもたちの自由な発想やアイデアを取り入れ、児童センターの「顔」となるシンボルキャラクターを一緒につくることを目的としています。

2 募集内容

児童センターのシンボルキャラクターのデザイン(アイデア)

- 「児童センターといえばこんなキャラクター」「こんなキャラクターがいたら楽しそう!」と思う、自由なアイデアを描いてください。
- 絵の上手・下手ではなく、児童センターらしさや親しみやすさ、アイデアを大切に選考します。

3 応募資格

市内在住で、令和8年度に高校3年生に相当する年齢までの方(平成20年4月2日以降に生まれた方)

4 応募期間

令和8年9月12日(土)から10月31日(土)まで

5 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、児童センターへ提出してください。

① 児童センターへの持参

② 郵送

※郵送の場合の郵送料など、応募にかかる費用は応募者の負担となります。

6 応募作品の条件

- (1) 児童センターのシンボルキャラクターとして考えたオリジナルの作品を描いてください。
- (2) 色をつけた手書きの作品に応募してください。
- (3) 画材や色の使い方は自由です。
- (4) 1人1作品まで応募できます。
- (5) 応募者本人が考え、描いた作品に限ります。
- (6) 他の人が作ったキャラクターや作品をまねしたもの、既存のキャラクター等を使用したものは応募できません。
- (7) 応募作品は返却しません。

7 選考方法

- ① 応募作品について、児童センター職員による一次審査を行い、候補作品を選出します。
- ② 一次審査を通過した候補作品は児童センターに掲示し、来館者による投票を行います。
- ③ 投票結果を参考に、児童センターのシンボルキャラクターを決定します。
なお、応募作品の中から、シンボルキャラクターとして適当な作品を選出できない場合は、採用作品を決定しないことがあります。

8 採用作品の取扱い

- 採用作品は、応募者のアイデアを大切にしながら、児童センターでデジタルデータ化します。
- デジタル化や実際の使用にあたっては、シンボルキャラクターとして使用しやすくするため、デザインのイメージを損なわない範囲で、線、色、形、配置等を補作・修正する場合があります。
- 完成したシンボルキャラクターは、児童センターの Instagram アイコン、チラシ、ポスター、その他の児童センターの広報物等に使用します。

9 作品の権利等について

- 応募作品について、第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害することのないよう、応募者本人が考えたオリジナル作品を応募してください。
- 採用作品については、児童センターでの使用に必要な範囲で、デジタル化、補作、修正等を行うことについて、応募者が同意したものとして取り扱います。

10 個人情報の取扱い

- 応募時に記載された個人情報は、本募集に関する連絡、選考、および事務処理に必要な範囲で使用します。
- 応募者の氏名は公表しません。
- また、応募作品を紹介する場合も応募者の氏名を公表することはありません。

11 その他

- (1) 応募作品は、必ずしも採用されるものではありません。
- (2) 応募作品の選考結果に関するお問い合わせにはお答えできません。
- (3) 応募作品について、第三者との間で著作権等の問題が生じた場合は、応募者の責任において対応していただきます。
- (4) 応募作品が本応募要項の内容に反していることが判明した場合は、選考後であっても採用を取り消すことがあります。
- (5) 応募作品は返却しません。
- (6) シンボルキャラクターの名称については、デザイン決定後、別途募集する予定です。

12 応募・問い合わせ先

〒478-0065

知多市新知東町2-7-2

知多市児童センター

電話：0562-54-1535（ふれあいプラザ内）

窓口での受付時間：午前9時～午後6時

※応募用紙は児童センターで配布します。児童センターのホームページからもダウンロードできます。